

道路の占用を制限する区域を指定することについて

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和5年3月9日から二週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

伊丹市長 藤原 保幸

記

1 道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域

種類及び路線名	占用を制限する区域	
昆陽池千僧線	千僧1丁目51-2から昆陽池1丁目35まで	緊急輸送道路
昆陽池3236号線	昆陽池1丁目35から昆陽池2丁目1まで	緊急輸送道路
昆陽池鋳物師線	緑ヶ丘5丁目22から緑ヶ丘7丁目1-1まで	緊急輸送道路
北伊丹7005号線	北伊丹8丁目102-1から北伊丹9丁目27まで	緊急輸送道路

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱、ケーブルテレビ柱等の柱類（以下「電柱等」という。占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

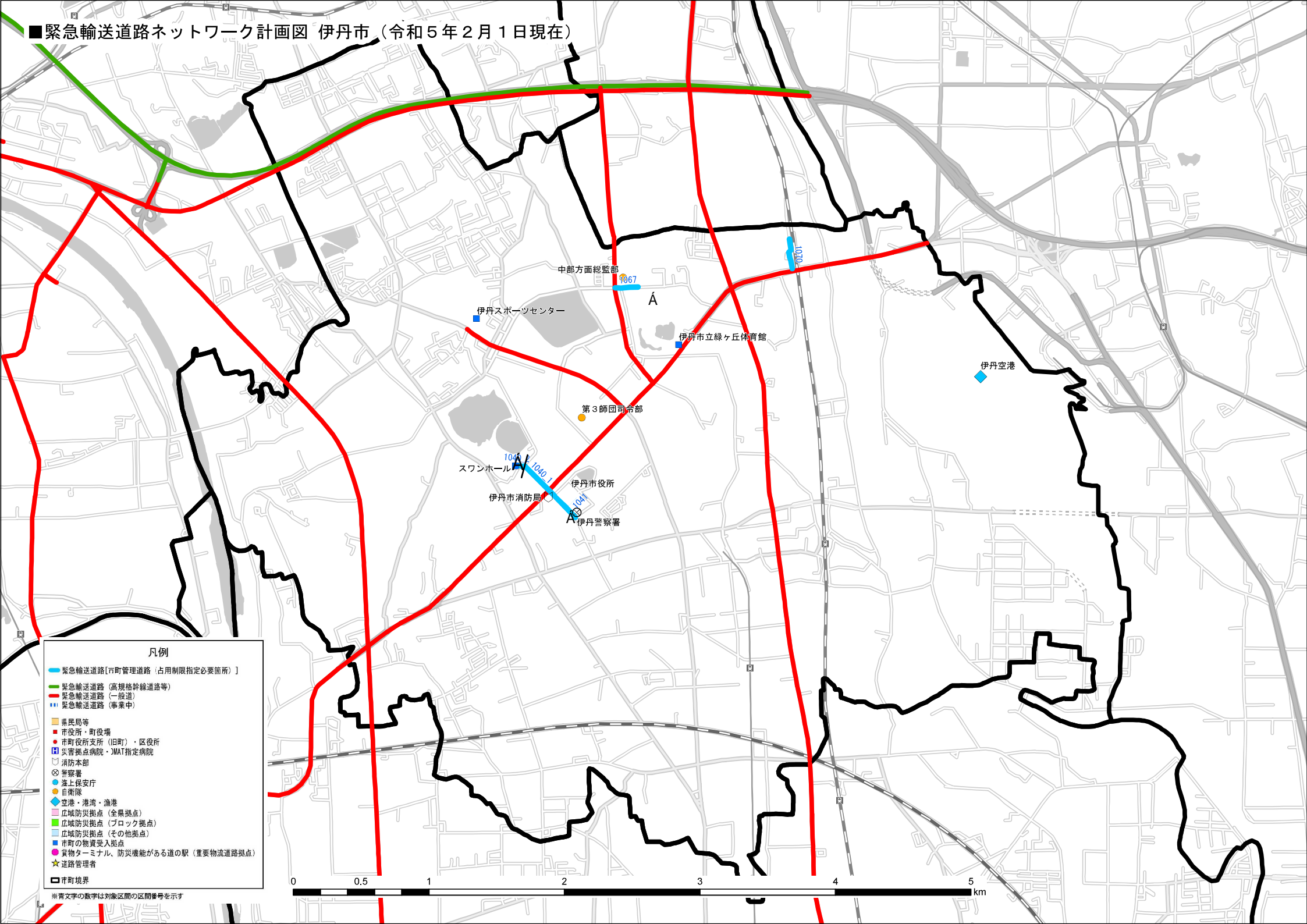
4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日

5 図面縦覧場所

伊丹市役所都市交通部道路室道路保全課

■緊急輸送道路ネットワーク計画図 伊丹市（令和5年2月1日現在）



凡例

- 緊急輸送道路【市町管理道路（占用制限指定必要箇所）】
- 緊急輸送道路（高規格幹線道路等）
- 緊急輸送道路（一般道）
- 緊急輸送道路（事業中）
- 県民局等
- 市役所・町役場
- 市町役所支所（旧町）・区役所
- 災害拠点病院・JMAT指定病院
- 消防本部
- 警察署
- 海上保安庁
- 巨衛隊
- ◆ 空港・港湾・漁港
- 広域防災拠点（全県拠点）
- 広域防災拠点（ブロック拠点）
- 広域防災拠点（その他拠点）
- 市町の物資受入拠点
- ★ 貨物ターミナル、防災機能がある道の駅（重要物流道路拠点）
- ★ 道路管理者
- 市町境界

※青文字の数字は対象区間の区間番号を示す

